

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）附則第五條第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八條第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和三年四月二十日から同年八月二十日まで奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

令和三年四月二十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 DCMダイキ新庄高田店
所在地 大和高田市大字曾大根一八一番地一ほか
- 二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前）

名称	住所	代表者の氏名
DCM株式会社	東京都品川区南大井六丁目二番七号	石黒 靖規

（変更後）

名称	住所	代表者の氏名
DCM株式会社	東京都品川区南大井六丁目二番七号	石黒 靖規
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目五番三六	寺西 豊彦

	号	
株式会社ポトルワールドOK	吉野郡吉野町大字新子三一七番地	桶谷 晃弘

2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 四、〇四〇平方メートル
(変更後) 五、七〇四平方メートル

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 届出書添付図3-1 (変更前) 記載のとおり
収容台数 一〇五台

(変更後) 位置 届出書添付図3-2 (変更後) 記載のとおり
収容台数 一六五台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 届出書添付図3-1 (変更前) 記載のとおり
収容台数 三〇台

(変更後) 位置 届出書添付図3-2 (変更後) 記載のとおり
収容台数 七八台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 位置 届出書添付図3-1 (変更前) 記載のとおり
面積 二八・五平方メートル

(変更後) 位置 届出書添付図3-2 (変更後) 記載のとおり
面積 八八・五平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 届出書添付図3-1 (変更前) 記載のとおり
容量 一〇立方メートル

(変更後) 位置 届出書添付図3-2 (変更後) 記載のとおり
容量 三〇立方メートル

5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

名称	開店時刻	閉店時刻
D C M株式会社	午前九時	午後八時

(変更後)

名称	開店時刻	閉店時刻
D C M株式会社	午前九時	午後八時
株式会社キリン 堂	午前九時	午後九時
株式会社ボトル ワールドOK	午前九時	午後九時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時から午後九時まで

(変更後) 午前八時から午後十時まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設1 午前八時から午後九時まで

(変更後) 荷さばき施設1 午前八時から午後九時まで

荷さばき施設2 午前五時から午後十一時まで

荷さばき施設3 午前五時から午後九時まで

三 変更に係るもの以外の事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二箇所

位置 届出書添付図3-1-2 (変更後) 記載のとおり

四 変更する年月日

令和三年十二月二日

五 届出年月日

令和三年四月一日

六 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

七 縦覧期間

令和三年四月二十日から同年八月二十日まで。ただし、奈良県の休日を含める条例

(平成元年三月奈良県条例第三十二号) 第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

八 縦覧時間

午前九時から午後五時まで